

使用開始届を要する水質表

No	項目	基準値			該当政令
1	沃素消費量	220	mg/L	以上	9条第1項
2	カドミウム及びその化合物	0.03	mg/L	を超える	9条の10
3	フェノール類	5	mg/L	を超える	
4	銅	3	mg/L	を超える	
5	亜鉛	2	mg/L	を超える	
6	鉄（溶解性）	10	mg/L	を超える	
7	マンガン（溶解性）	10	mg/L	を超える	
8	全クロム	2	mg/L	を超える	
9	シアン化合物	1	mg/L	を超える	
10	有機燐化合物	1	mg/L	を超える	
11	鉛及びその化合物	0.1	mg/L	を超える	
12	六価クロム化合物	0.5	mg/L	を超える	
13	砒素及びその化合物	0.1	mg/L	を超える	
14	総水銀	0.005	mg/L	を超える	
15	アルキル水銀化合物	検出			
16	ポリ塩化ビフェニル	0.003	mg/L	を超える	
17	トリクロロエチレン	0.1	mg/L	を超える	
18	テトラクロロエチレン	0.1	mg/L	を超える	
19	ジクロロメタン	0.2	mg/L	を超える	
20	四塩化炭素	0.02	mg/L	を超える	
21	1,2-ジクロロエタン	0.04	mg/L	を超える	
22	1,1-ジクロロエチレン	1	mg/L	を超える	
23	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	mg/L	を超える	
24	1,1,1-トリクロロエタン	3	mg/L	を超える	
25	1,1,2-トリクロロエタン	0.06	mg/L	を超える	
26	1,3-ジクロロプロペン	0.02	mg/L	を超える	
27	チウラム	0.06	mg/L	を超える	
28	シマジン	0.03	mg/L	を超える	
29	チオベンカルブ	0.2	mg/L	を超える	
30	ベンゼン	0.1	mg/L	を超える	
31	セレン及びその化合物	0.1	mg/L	を超える	
32	ふっ素及びその化合物	8	mg/L	を超える	
33	ほう素及びその化合物	10	mg/L	を超える	
34	1,4-ジオキサン	0.5	mg/L	を超える	
35	ダイオキシン類	10	mg/L	を超える	
36	n-ヘキサン抽出物質 （上段：鉱油 下段：動植物油）	5	mg/L	を超える	9条の11 第1項
		30	mg/L	を超える	
37	温度	40	度	以上	9条の11 第2項
38	アンモニア性窒素等含有量	125	mg/L	以上	
39	pH	5.7以下、8.7以上			
40	BOD	300	mg/L	以上	
41	SS	300	mg/L	以上	
42	全窒素	150	mg/L	以上	
43	全燐	20	mg/L	以上	